

山形県議会議会改革検討委員会  
検討結果報告書

平成24年1月19日

山形県議会議会改革検討委員会



# 目 次

はじめに	1
I 議会審議の充実に向けて	2
1 議案審議の順序の変更について	
2 特別委員会のあり方について	
3 常任委員会審査の充実について	
4 質疑・質問の充実について	
5 地域議員協議会の見直しについて	
6 議会日程の見直しについて	
II より開かれた県議会に向けて	13
1 議案等に対する賛否の公開について	
2 県議会に対する県民の意見の把握について	
III その他	14
1 議員の呼称について	
2 海外行政視察について	
3 会議時間（閉議時間）について	
4 会議録の作成について	
IV 今後の課題	16
1 議会の会期について	
2 議会基本条例の制定について	
3 政策提言のあり方について	
4 予算内示会のあり方について	
5 県民との意見交換等の場の設置について	
6 その他	
おわりに	18
[資料]	
1 山形県議会議会改革検討委員会要綱	
2 山形県議会議会改革検討委員会委員名簿	
3 山形県議会議会改革検討委員会開催経過	



## ～はじめに～

地方分権改革の進展により地方自治体の自己決定権が拡大される中で、二元代表制の一翼を担う議会が果たすべき役割と責務の重要性はますます増大している。

また、県民の代表機関である県議会は、県の意味決定を行う議決機関として、さらには、執行機関を監視・評価する機関として、県民の意思が県政に反映されるよう審議を充実させるとともに、積極的に政策提言を行うなど、議会機能の強化や議会改革に努め、県民の負託に応えていかなければならない。

こうした中、山形県議会議会改革検討委員会は、議会審議等のあり方について検討を行うため、平成23年5月18日、山形県議会会議規則第123条の規定に基づく「協議又は調整を行うための場」として設置されたところである。

本委員会では、議長の諮問機関として平成22年2月に設置された議会課題検討委員会の検討結果報告（平成23年2月24日）などを踏まえ、これまで本県議会が進めてきた議会改革の取組みをさらに深化させるとともに、本県議会が抱える諸課題の着実な解決を目指し、17回にわたり鋭意検討を重ねてきた。

特に、議会審議のあり方については、議員アンケートによる意見の聴取や課題の洗い出しを行い、本県議会の議会運営の根本に関わる議論を重ねたほか、県民により開かれた県議会とするための新たな方策などについて検討を行ったものである。

このたび、一部中間報告を行ったものや、今後、地域の自主性が尊重される中で自由度が拡大される方向にある議会のあり方についてさらに検討すべきとした課題も含め、検討結果を報告する次第である。

山形県議会議会改革検討委員長

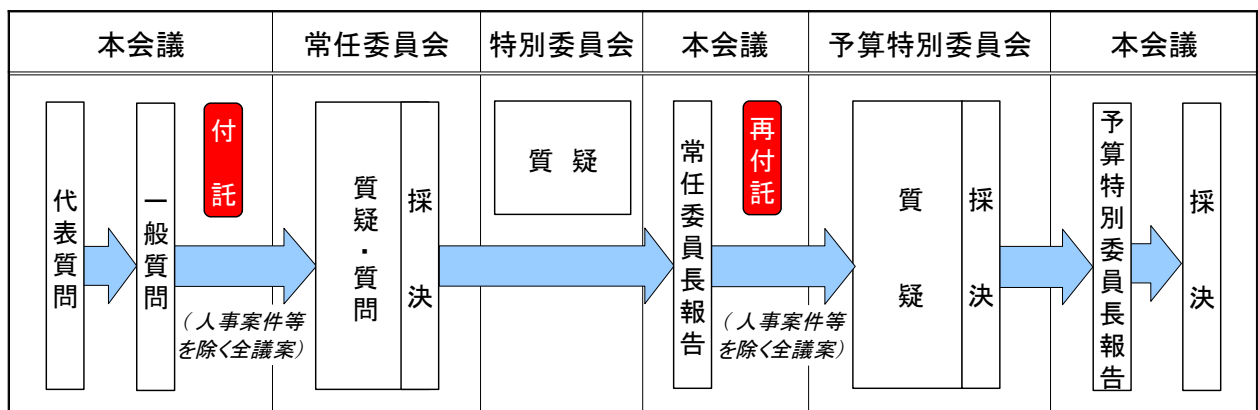
鈴木正法

# I 議会審議の充実に向けて

## 1 議案審議の順序の変更について

現行の議案審議の課題を踏まえ、より常任委員会を重視する観点から、議案審議の順序を、代表質問・一般質問⇒予算特別委員会⇒常任委員会の順に変更するものとする。なお、予算特別委員会には議案を付託しないものとする。

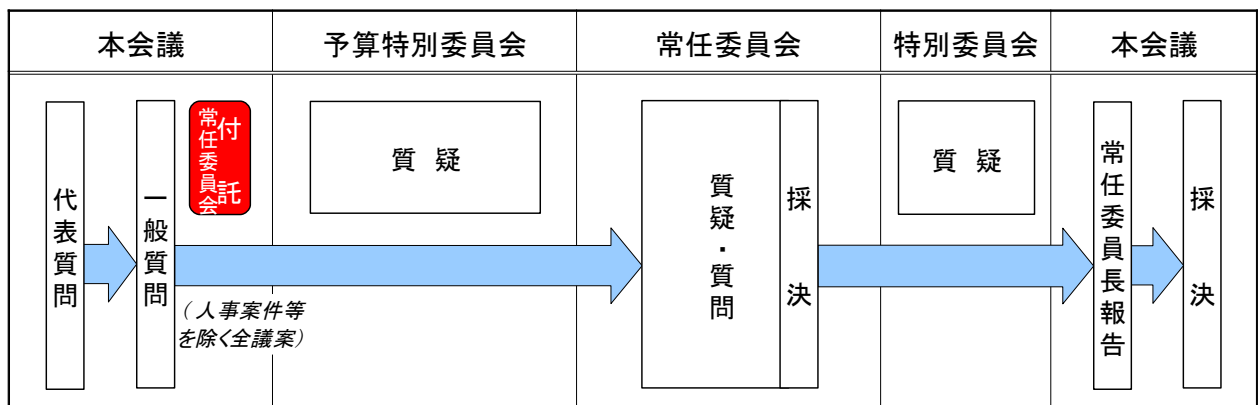
### 〔現行の議案審議の流れと課題〕



※ → は議案の流れ

- 【課題】
- ・ 審議を尽くす前に常任委員会の採決の場面（意思決定が早すぎる。）
  - ・ 予算特別委員会に再付託することにより二度採決の場面（常任委員会の採決及び予算特別委員会の質疑が形骸化）

### 〔見直し後の議案審議の流れ〕



※ → は議案の流れ

- 【ポイント】
- ・ 代表質問・一般質問⇒予算特別委員会⇒常任委員会の順序となり、大要質問から詳細質問へと進む流れとなる。
  - ・ 予算特別委員会には議案を付託しないことから、常任委員会の採決結果がより重視される。
  - ・ 常任委員会の採決が定例会終盤となり、十分審議を尽くした上で意思決定することができる。

## 〔議案審議の順序を変更することに伴う課題〕

### ① 予算特別委員会の設置方法について

予算特別委員会には議案を付託しないが、予算について総合的に審査し、県財政及び県政課題について調査する位置づけとし、現行と同様、委員会条例に基づき、議決により特別委員会として設置するものとする。

### ② 予算特別委員会の質疑について

予算特別委員会における所属常任委員会の所管事項に関する質問については、現行と同様、原則として予算特別委員会で質疑しないものとする。

### ③ 予算特別委員長報告について

予算特別委員会には議案を付託しないこととなるため、原則として予算特別委員長報告は行わないものとする。

### ④ 議案調査日の設定について

代表質問・一般質問に引き続き予算特別委員会、さらに常任委員会と続くことから、それぞれの間議案調査日を設定するものとする。

### ⑤ 議案説明会の開催について

常任委員会における執行部の詳細説明の前に予算特別委員会が開催されることから、2月定例会と同様、各定例会で議案説明会を開催するものとする。

## 2 特別委員会のあり方について

現行の3つの特別委員会（景気・雇用対策特別委員会、行財政改革・危機管理対策特別委員会、少子・高齢化対策特別委員会）（以下「3特別委員会」という。）は、部局横断的な県政課題を調査審議するための委員会として設置されてきた。

一方で、現行の3特別委員会については、テーマや審査方法の硬直化や、審査・調査結果への反映方法に課題があるなど、委員会の形骸化が指摘されてきた。また、議会課題検討委員会の検討結果報告では、現行の3特別委員会を課題解決型・政策提言型の委員会に変更することについて検討するよう提言されている。

本委員会では、特別委員会のあり方について検討するに当たり、議員アンケートを実施した。（議員アンケートの結果は以下のとおり）

議員アンケートの結果を踏まえ、現行の3特別委員会のテーマや運営方法等を見直すとともに、3つの常設的な特別委員会を設置するものとする。

### 〔議員アンケートの結果〕

問1 特別委員会のあり方について			問2 常設的な特別委員会のあり方について		
①常設的な特別委員会は必要である	30人	69.8%	①現在設置している3特別委員会でのよい	9人	30.0%
②常設的な特別委員会は設置しなくてもよい	13人	30.2%	②常時3つの特別委員会は必要だが、テーマや運営方法等を見直すべき	15人	50.0%
			③常時1つか2つの特別委員会でのよい	6人	20.0%
			ア 全議員がいずれかの特別委員会に所属できるようにすべき	3人	50.0%
			イ 必ずしも全議員が所属しなくてもよい	3人	50.0%
			問3 常任委員会複数所属制について		
			①導入してもよい	8人	61.5%
			②導入すべきではない	5人	38.5%

○調査期間 平成23年9月27日(火)～29日(木)
○対象議員数 44名
○回答議員数 43名

## (1) 3特別委員会の見直しについて

### ① 来年度のテーマについて

来年度のテーマについて、本委員会として以下のテーマを提案する。

- ・環境・エネルギー対策
- ・危機管理・震災・防災対策
- ・人口減少・地域振興対策
- ・産業振興・雇用対策
- ・東北を俯瞰したインフラの整備と観光振興対策

※政策条例の提案につながるテーマの選定も想定

(具体的には、本委員会からの提案を踏まえ、会派協議会及び議会運営委員会で協議の上、本会議で決定する。)

### ② テーマの見直しについて

(平成25年度以降の) テーマについては、各特別委員会における審査の状況を踏まえ、1年ごとに見直しを行うものとする。ただし、1年以内に審査を終了することや、引き続き審査を継続することもできるものとする。

### ③ 委員定数及び構成について

委員定数及び構成については、現行の3特別委員会と同様とする。

(正副議長、議会運営委員、監査委員を除く28名(1委員会当たり9～10名)で構成し、具体的な委員会ごとの委員定数については、会派協議会及び議会運営委員会で協議の上、本会議で決定する。)

### ④ 執行部の出席者について

最初に基本的な出席要求対象者は決めるが、審査の状況に応じた柔軟な出席要求も可能とするものとする。

### ⑤ 審査日程について

現行の3特別委員会と同様、原則として、定例会中は1日、閉会中は定例会と定例会の間に1日とする。

ただし、審査の状況に応じた弾力的な開催も可能となるよう、手続き等を整理する必要がある。(例えば、閉会中の日程について、審査の状況により議会運営委員会で協議した日程に不都合がある場合には、委員の総意の上、議長及び議会運営委員長に申し出るにより、委員会を開催することを可とする など。)

## ⑥ 運営方法について

運営方法について委員間で話し合う機会を設けるとともに、参考人制度等の活用、山形大学との連携など、課題解決に向けた調査活動を充実させるものとする。

また、より一層の審査充実を図るため、午前中の審査に加え、さらに審査を要すると認められる場合には、午後も引き続き審査を行うなど十分な審査時間を確保するよう努めるものとする。

## ⑦ (特別委員会) 正副委員長打合せ会議の開催について

議会運営委員長の招集により正副委員長打合せ会議（参集者：議会運営委員会及び各特別委員会（予算及び決算特別委員会を除く）の正副委員長）を必要に応じて開催し、執行部の出席要求対象者等についての調整や審査の進捗状況についての相互確認等を行うものとする。

## ⑧ 審査・調査の結果について

審査・調査の結果については、執行機関や国の関係機関等に対する政策提言や意見書等として取りまとめるほか、政策条例の提案にも取り組むものとする。

なお、審査・調査の結果を取りまとめるに当たっては、委員間の討議を行い、議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

## ⑨ 現地調査について

これまでの議会経費節減に係る取組みを十分尊重しながら、委員間の検討の結果、委員会審査のため現地における調査が必要不可欠と認められる場合は、あらかじめ会派協議会に報告の上、現地調査を行うことも可とするものとする。

## ⑩ 臨時的なテーマへの対応について

問題・課題が発生した場合は、必要に応じて臨時的な特別委員会を設置するものとする。

(例：東日本大震災対策特別委員会、定数等検討委員会、政策条例の提案に取り組む特別委員会)

### 3 常任委員会審査の充実について

議案審議の順序を変更することにより、最終議論の場が常任委員会となることから、常任委員会の審査をより充実させる方法について検討を行った。

#### ① 常任委員会複数所属制について

議会課題検討委員会の検討結果報告では、常任委員会の審査を充実させる方法として、一人の議員が複数の常任委員会に所属するいわゆる「常任委員会複数所属制」について検討するよう提言されている。

本委員会では、常設的な特別委員会を設置する場合は、常任委員会複数所属制との併用は考えないことを前提として、前記の特別委員会のあり方に関する議員アンケートを実施したが、結果として常設的な特別委員会を設置するものとしたことから、当面、常任委員会複数所属制は導入せず、今後の課題とする。

#### ② 所管事項について

厚生労働環境常任委員会の所管事項が広範にわたっていることや、雇用労政部門の所管委員会に関する課題については、執行部の組織体制とも関わることから、執行部の説明のあり方や出席要求の委員会間の調整などを含む委員会運営の改善策について引き続き検討していくものとする。

#### ③ 審査日程について

閉会中に委員会を緊急招集する必要がある場合、弾力的な開催も可能となるよう、手続き等を整理する必要がある。（例えば、閉会中に委員会を緊急招集する必要があり、議会運営委員会で協議した日程に不都合がある場合には、委員の総意の上、議長及び議会運営委員長に申し出ることにより、委員会を開催することを可とする など。）

#### ④ 委員間の意見調整について

現在、2月定例会で実施している委員間の意見調整（審査の進め方の調整、委員会間の執行部出席者の調整、請願や意見書の調整等）について、各定例会で実施するものとする。

#### ⑤ 運営方法について

所管事項の調査のため、関係団体等との意見交換の機会を確保するよう努めるほか、重要案件については、審査の徹底を期するため、参考人制度等の活用を図るものとする。

また、より一層の審査充実を図るため、午前中の審査に加え、さらに審査を要すると認

められる場合には、午後も引き続き審査を行うなど十分な審査時間を確保するよう努めるものとする。

#### ⑥ （常任委員会）正副委員長打合せ会議の開催について

年度当初に、議会運営委員長の招集により正副委員長打合せ会議（参集者：議会運営委員会及び各常任委員会の正副委員長）を開催し、常任委員会の運営方法等について確認するとともに、委員会審査の充実にに向けた意見交換を行う。また、各委員会で課題等を共有する必要がある場合は、その都度開催するものとする。

### 4 質疑・質問の充実について

議案審議の順序を変更することを踏まえ、代表質問、一般質問及び予算特別委員会の質疑における人数や時間等について、改めて検討を行った。

特に、議論をより深め充実させるという観点から、一般質問における質問時間の取扱いや再質問のあり方について、また、予算特別委員会における質疑のあり方について検討を行った。

#### ① 代表質問について

現行どおりとする。

#### ② 一般質問について

最初の質問時間は30分以内を目安とし、答弁及び再質問を含め60分以内とする。また、質問の回数を2回から3回（再質問は2回まで）に増やす。

#### ③ 予算特別委員会について

各定例会の質疑者数を7人から8人に増やし、年間の質疑者数を28人から32人とする。

また、1人当たりの質疑時間は、答弁を含め60分以内とする。

## 5 地域議員協議会の見直しについて

平成13年度の総合支庁発足に伴い開催している地域議員協議会については、各地域における行政課題について地元議員が審議・提言する場として一定の役割を果たしている。また、近年は、地域の課題に即した出席要求者の見直しや分科会の開催、管内の現地調査や関係団体との意見交換の実施など、それぞれの地域の特性を活かしながら充実を図っているところである。

ただし、村山地域議員協議会については、議員数が多いため各議員の質疑時間が十分確保できず、審議が深まりにくいという課題があることから、村山地域議員協議会を東南村山地域議員協議会と西村山・北村山地域議員協議会に再編するものとする。

## 6 議会日程の見直しについて

議案審議の順序を変更することなどを踏まえ、各定例会等の日程を見直すものとする。

### 〔見直しのポイント（各定例会共通事項）〕

- ① 常任委員会と予算特別委員会の順序を入れ替え、代表質問・一般質問⇒予算特別委員会⇒常任委員会の順に変更する。
- ② 代表質問・一般質問、予算特別委員会及び常任委員会の上に議案調査日を設定する。
- ③ 開会日翌日の議案調査日に議案説明会を開催する。（2月定例会では導入済み）
- ④ 常任委員会前日の議案調査日に常任委員会の委員間の意見調整を行う。

### （1）6月及び12月定例会

現 行		見直し後	
(議運)	開会、議案上程、知事説明	(議運)	開会、議案上程、知事説明
	(議案調査)	(議運)	(議案調査(議案説明会))
(議運)	(議案調査)		代表質問
	代表質問		一般質問、常任委員会付託
	一般質問、常任委員会付託		(議案調査)
	常任委員会		予算特別委員会
	常任委員会(採決)		予算特別委員会
	3特別委員会		予算特別委員会
(議運)	常任委員長報告、予算特別委員会付託	(会派)注	(議案調査)／意見調整
	予算特別委員会		常任委員会
	予算特別委員会		常任委員会(採決)
	予算特別委員会(採決)		3特別委員会
(議運)	予算特別委員長報告、採決、閉会	(議運)	常任委員長報告、採決、閉会

※ 凡例：議運＝議会運営委員会、会派＝会派協議会（以下同じ）

※ 12月定例会の開会日には、決算特別委員長報告及び決算の採決あり。

注：必要に応じて会派協議会を単独開催する。（以下同じ）

## (2) 2月定例会

現 行		見直し後	
(議運)	開会、議案上程、知事説明	(議運)	開会、議案上程、知事説明
	(議案調査(議案説明会))		(議案調査(議案説明会))
	常任委員会(現年度議案)		常任委員会(現年度議案)
(議運)	常任委員長報告、採決	(議運)	常任委員長報告、採決
	(議案調査)		(議案調査) ☆
(議運)	(議案調査) ★		代表質問
	代表質問		一般質問
	一般質問		一般質問、常任委員会付託
	一般質問、常任委員会付託		(議案調査)
	常任委員会(説明) / 意見調整		予算特別委員会
	常任委員会		予算特別委員会
	常任委員会(採決)		予算特別委員会
	3特別委員会	(会派)注	(議案調査) / 意見調整
(議運)	常任委員長報告、予算特別委員会付託		常任委員会(説明)
	予算特別委員会		常任委員会
	予算特別委員会		常任委員会(採決)
	予算特別委員会(採決)		3特別委員会
(議運)	予算特別委員長報告、採決、追加議案上程、知事説明、関係常任委員会	(議運)	常任委員長報告、採決、追加議案上程、知事説明、関係常任委員会
(議運)	関係常任委員長報告、採決	(議運)	関係常任委員長報告、採決
(議運)	所属変更、閉会 ★	(議運)	所属変更、閉会 ★

※ 現在、代表質問前日の議案調査日に開催している議会運営委員会(  部分)は、常任委員長報告(現年度議案)の本会議前の議会運営委員会と日程が近接するため、併せて開催する。

※ 改選前は、★の日程を省略する。ただし、☆の日程を省略するかどうかは、会派協議会及び議会運営委員会で協議する。

### (3) 9月定例会及び決算の審査日程

9月定例会の日程について、6月及び12月定例会と同様の内容で見直すとともに、決算の審査日程について、前年度の予算執行を十分チェック・評価した上で、その結果を翌年度の予算編成方針等に反映できるようにする必要があるという議会課題検討委員会の検討結果報告を踏まえ、検討を行った。

検討の結果、現在、9月定例会の約1カ月後の閉会中に行っている決算審査を、9月定例会から2週間程度の期間を空けて前倒しで実施するものとする。

現 行		日 程 案	
(議運)	開会、議案上程、知事説明	(議運)	開会、議案上程、知事説明
	(議案調査)	(議運)	(議案調査(議案説明会))
(議運)	(議案調査)		代表質問
	代表質問		一般質問、常任委員会付託
	一般質問、常任委員会付託		(議案調査)
	常任委員会		予算特別委員会
	常任委員会(採決)		予算特別委員会
	3特別委員会		予算特別委員会
(議運)	常任委員長報告、予算特別委員会付託	(会派)注	(議案調査) / 意見調整
	予算特別委員会		常任委員会
	予算特別委員会		常任委員会(採決)
	予算特別委員会(採決)		3特別委員会
(議運)	予算特別委員長報告、採決、決算上程・説明・決算特別委員会付託、閉会 / 決算特別委員会(監査説明)	(議運)	常任委員長報告、採決、決算上程・説明・決算特別委員会付託、閉会 / 決算特別委員会(監査説明)

※ 約 1 カ月

(閉会中委員会)

決算分科会
決算分科会(採決)
決算特別委員会(主査報告、総括質疑、採決)

※ 2 週間程度

(閉会中委員会)

決算分科会
決算分科会(採決)
決算特別委員会(主査報告、総括質疑、採決)

(10月末までに決算審査を終える)

## Ⅱ より開かれた県議会に向けて

### 1 議案等に対する賛否の公開について

議会活動に関する県民の理解を一層深め、より開かれた県議会とするため、本会議における議案等に対する賛否を、会派ごとに県議会ホームページで公開するものとする。

### 2 県議会に対する県民の意見の把握について

県議会に対する県民の意見を把握し議会運営等の参考とするため、県議会ホームページに県民の意見を把握する仕組みを設けるなど、広聴活動の充実を図るものとする。

## Ⅲ その他

### 1 議員の呼称について

本会議における議員の呼称については、これまで伝統的に「君」を用いてきたが、議員から見直しの意見があることや、近年、他県議会で「君」から「議員」に改めるところが増えてきていることなどから、「君」から「議員」に改めるものとする。

※ 議員の呼称に関する検討結果については、情勢の変化に対応し、スピード感を持って議会改革を進めていくため、平成23年6月30日に議長に対し中間報告を行い、平成23年6月定例会の議事日程第4号の本会議（平成23年7月4日）から、議員の呼称が「君」から「議員」に改められた。

### 2 海外行政視察について

海外行政視察については、制度は現行のまま残すが、当分の間「休止」とする。なお、2年後を目途に改めて検討するものとする。

※ 海外行政視察に関する検討結果についても、平成23年6月30日に議長に対し中間報告を行い、会派協議会において本委員会の報告のとおり決定された。

### 3 会議時間（閉議時間）について

本県議会では、議事の能率的運営や傍聴者等に配慮し、山形県議会会議規則（以下「会議規則」という。）により会議の始まりの時間（開議時間：午前10時）と終わりの時間（閉議時間：午後4時）を定めている。

開議時間については、かつて一定しないことが多かったため、傍聴者やインターネット中継視聴者等に配慮し、代表質問及び一般質問並びに予算特別委員会が行われる日には、原則として午前10時に開議・開会されるよう見直しを行ってきたところであり（平成21年6月定例会から実施）、午前10時という開議時間が定着しつつある。

一方で、閉議時間については、その時間を目途に審議を終了させようというものであるが、会議規則の規定上、閉議時間になっても会議が終了しない場合、議長が会議時間の延長を宣告する必要があり、あらかじめ延長を宣告していない場合は、わざわざ延長を宣告するための本会議を開かなければならない。（延長を宣告しないと、午後4時以降は議事を進めることができなくなり、翌日に延会となる。）

他県議会では、既に閉議時間の規定がないところも多くあり、また、国会では、衆議院、参議院とも会議の始期だけを規定しているところであり、閉議時間の規定がなくとも、不当に会議

時間が長くなるとは考えられず、議事運営や傍聴者等に対する影響はないと考えられることから、閉議時間の規定は削除するものとする。

#### 4 会議録の作成について

議案審議の順序を変更することで代表質問・一般質問の後に予算特別委員会となり、質問・質疑が連続することなどから、予算特別委員会及び決算特別委員会の会議録の作成について、現場速記からテープ反訳を活用したものに改めるものとする。

併せて、本会議の会議録について、原則としては現場速記によるが、場合によっては他の方法（テープ反訳等）によることもできるよう規定の整備を図るものとする。

## IV 今後の課題

### 1 議会の会期について

議会の活動能力は、閉会中の委員会活動を除き、会期中に限られている。一方、議会の果たすべき役割と責務の重要性はますます大きくなり、また、緊急の課題に対して適切かつ迅速な対応が求められている。

このような中、他県議会の一部では、平成16年の地方自治法改正により定例会の回数制限が撤廃されたこともあり、機動的・弾力的な議会運営を行うために定例会の回数や会期の見直しが行われている。

さらに、現在、国においては、地方議会の会期について定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることを選択可能とする地方自治法の改正について検討が行われているところである。

本県議会においても、議会審議のさらなる充実を図る観点から、地方議会の会期に係る地方自治法改正の動きや、他県議会の動向も注視しながら、議会の会期のあり方について、今後検討していくものとする。

### 2 議会基本条例の制定について

議会基本条例の制定については、議会課題検討委員会において検討され、これまでの本県議会の取組みや他県議会における議会基本条例の運用実態を勘案し、本県議会の活性化については具体的な取組みの充実を図ることにより行うこととし、今後、状況の変化等により必要性が生じた場合に改めて議論することが適当であると報告されているところであるが、今後も検討課題とし、状況の変化等による必要性について、引き続き見極めていくものとする。

### 3 政策提言のあり方について

政策提言は、本県議会が平成13年度に全国に先駆けて実施し、議会の総意として知事に対してこれまで19項目の提言を行い、様々な成果を上げてきたところである。

本委員会では、政策責任者協議会（政策提言会議の調整・検討機関）における「今後の『政策提言のあり方』の検討について」（平成23年3月14日）の報告も踏まえ、政策提言のあり方について検討を行ったところであるが、結論を得るには至らなかった。

については、特別委員会の審査・調査の結果を執行機関や国の関係機関等に対する政策提言等として取りまとめることとしたことや、現行の政策提言会議の課題を踏まえ、引き続き検討していくものとする。

#### 4 予算内示会のあり方について

現在、2月定例会及び9月定例会招集日の前等に、予算案について執行部が会派ごとに説明する予算内示会を開催しているが、その開催方法等について、今後検討していくものとする。

#### 5 県民との意見交換等の場の設置について

県民に対する議会活動の説明や、県民の意思の把握等のため、県民との意見交換等の場を設置することについて、今後検討していくものとする。

#### 6 その他

今回取りまとめた議会改革を実行していく中で生じた新たな課題や検討すべき課題については、適時対処していくものとする。

## ～おわりに～

平成23年5月臨時会において、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対応するために設置された東日本大震災対策特別委員会では、被災地の現地調査や関係者からの意見聴取、提言を取りまとめるに当たっての委員間討議など、新たな議会審議の形を実践することとなった。

東日本大震災からの復興をはじめ、現下の厳しい経済情勢への対応、少子高齢化を伴う人口減少への対応、環境・エネルギー対策など、本県を取り巻く課題は山積している。また、地方自治を巡る情勢が変化する中であって、議会運営にも迅速かつ機動的な対応が求められていることから、本委員会の検討結果報告を踏まえ、スピード感を持った議会改革の取組みが行われることを切望するものである。

今回、本委員会が検討を行った事項は、真の地方自治の実現に向けた議会改革の一步である。

今後、本委員会の検討結果報告に基づく議会改革を実行していく中で、さらにこのたびの議会改革の効果や課題などを把握し検証していく必要性が出てくることも考えられる。今後とも議会改革が着実に進められるよう本委員会の継続を望むものである。

# 山形県議会議会改革検討委員会要綱

平成 23 年 5 月 23 日 代表世話人会決定

## (目 的)

第 1 条 山形県議会議会改革検討委員会（以下「委員会」という。）は、議会審議等のあり方について検討を行う。

## (構 成)

第 2 条 委員会は、議長が指名する委員 8 人をもって構成する。

2 委員の任期は、議員の在任期間とする。

## (会 議)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会において互選する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

## (報 告)

第 4 条 委員長は、協議結果を議長に報告するものとする。

## (その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において協議のうえ決定する。

## 附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 23 日から施行する。

山形県議会議会改革検討委員会  
委員名簿

委員長 鈴木正法 (自由民主党)

副委員長 広谷五郎左エ門 (県政クラブ)

委員 石黒 覚 (県政クラブ)

大内理加 (自由民主党)

小野幸作 (自由民主党)

田澤伸一 (自由民主党)

森田 廣 (自由民主党)

今井榮喜 (自由民主党)

# 山形県議会議会改革検討委員会開催経過

- 第 1 回委員会** 平成 23 年 5 月 23 日（月）  
【協議事項】・正副委員長の互選について  
・検討事項及び検討スケジュールについて
- 第 2 回委員会** 平成 23 年 5 月 25 日（水）  
【協議事項】・検討事項及び検討スケジュールについて
- 第 3 回委員会** 平成 23 年 6 月 15 日（水）  
【協議事項】・検討事項及び検討スケジュールについて  
・海外行政視察のあり方について  
・議員の呼称について  
・議案審議の順序の変更について
- 第 4 回委員会** 平成 23 年 6 月 27 日（月）  
【協議事項】・海外行政視察のあり方について  
・議員の呼称について  
・議案審議の順序の変更について  
・常任委員会審査の充実について  
・特別委員会のあり方について
- 検討結果報告** 平成 23 年 6 月 30 日（木）  
【報告事項】・海外行政視察のあり方について  
・議員の呼称について
- 第 5 回委員会** 平成 23 年 7 月 5 日（火）  
【協議事項】・議案審議の順序の変更について  
・常任委員会審査の充実について  
・議員の費用弁償の見直しについて
- 第 6 回委員会** 平成 23 年 7 月 8 日（金）  
【協議事項】・議員の費用弁償の見直しについて  
・議案審議の順序の変更について  
・常任委員会審査の充実について  
・特別委員会のあり方について
- 第 7 回委員会** 平成 23 年 8 月 22 日（月）  
【協議事項】・議員の費用弁償の見直しについて  
・議案審議の順序の変更について  
・常任委員会審査の充実及び特別委員会のあり方について

**第8回委員会** 平成23年9月13日（火）

- 【協議事項】
- ・議案審議の順序の変更について
  - ・特別委員会のあり方について
  - ・政策提言のあり方について
  - ・質疑・質問の充実について

**第9回委員会** 平成23年9月22日（木）

- 【協議事項】
- ・特別委員会及び常任委員会のあり方に関する議員アンケート（案）について
  - ・質疑・質問の充実について

**議員アンケート** 調査期間：平成23年9月27日（火）～29日（木）

- 調査項目：問1 特別委員会のあり方について  
問2 常設的な特別委員会のあり方について  
問3 常任委員会複数所属制について

**第10回委員会** 平成23年10月5日（水）

- 【協議事項】
- ・特別委員会のあり方と常任委員会に関する議員アンケートの結果について
  - ・特別委員会のあり方について
  - ・常任委員会審査の充実について
  - ・議員の費用弁償の見直しについて

**第11回委員会** 平成23年11月8日（火）

- 【協議事項】
- ・特別委員会のあり方について
  - ・常任委員会審査の充実について
  - ・議会における年間日程の見直しについて
  - ・議員の費用弁償の見直しについて

**第12回委員会** 平成23年11月25日（金）

- 【協議事項】
- ・特別委員会のあり方について
  - ・常任委員会審査の充実について
  - ・議会における年間日程の見直しについて

**第13回委員会** 平成23年12月7日（水）

- 【協議事項】
- ・特別委員会のあり方について
  - ・常任委員会審査の充実について
  - ・議会における年間日程の見直しについて
  - ・質疑・質問の充実について
  - ・その他の検討事項について
  - ・議員の費用弁償の見直しについて

第14回委員会 平成23年12月9日（金）  
【協議事項】・質疑・質問の充実について  
・その他の検討事項について

第15回委員会 平成23年12月16日（金）  
【協議事項】・検討結果報告書（素案）について

第16回委員会 平成23年12月21日（水）  
【協議事項】・関係規程改正（原案）について

第17回委員会 平成24年1月18日（水）  
【協議事項】・検討結果報告書（案）について  
・関係規程改正（原案）について